

法務省政策評価懇談会（第43回）議事録

1. 日 時

平成27年7月10日（金）10：00～11：53

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 伊藤 富士江 | 上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授 |
| 伊藤 正志 | 毎日新聞社論説委員 |
| 大沼 洋一 | 駿河台大学法学部教授 |
| (座長) 田中 等 | 弁護士 |
| 田中 昌利 | 弁護士 |
| 中村 美華 | 株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部法務 シニアオフィサー |

<省内出席者>

| | |
|------------------|-------|
| 法務事務次官 | 稲田 伸夫 |
| 官房審議官（総括担当） | 高嶋 智光 |
| 秘書課企画調査官 | 大西 忠広 |
| 秘書課企画調整官 | 一法師靖之 |
| 秘書課補佐官 | 廣瀬 健生 |
| 人事課上席補佐官 | 江平 博 |
| 官房参事官（予算担当） | 田野尻 猛 |
| 施設課施設設計調整官 | 市村 武 |
| 厚生管理官総括補佐官 | 臺 孝一 |
| 司法法制部付兼官房付 | 中島 行雄 |
| 司法法制部付 | 中保 秀隆 |
| 民事局付兼登記所適正配置対策室長 | 大谷 太 |
| 戸籍企画官兼民事局付 | 北村 治樹 |
| 官房付兼刑事局総務課企画調査室長 | 佐藤 剛 |
| 刑事局刑事法制企画官 | 久田 誠 |
| 矯正局成人矯正課企画官 | 中川 忠昭 |
| 矯正局成人矯正課企画官 | 杉山 多恵 |
| 矯正局成人矯正課企画官 | 柿添 聡 |
| 矯正局少年矯正課企画官 | 岩浪 健 |
| 保護局総務課更生保護企画官 | 瀧澤千都子 |

| | |
|-------------------|-------|
| 人権擁護局参事官 | 前田 敦史 |
| 訟務局訟務企画課訟務広報官 | 黒川 裕正 |
| 入国管理局総務課企画室長 | 根岸 功 |
| 法務総合研究所総務企画部副部長 | 茂木 善樹 |
| 法務総合研究所研究部総括研究官 | 富田 寛 |
| 公安調査庁総務部総務課企画調整室長 | 近 智徳 |

<事務局>

| | |
|---------------|-------|
| 秘書課長 | 神村 昌通 |
| 官房付（政策評価企画室長） | 福原 道雄 |
| 官房付兼秘書課付 | 永井 孝治 |
| 秘書課法務専門官 | 中島 祐司 |

4. 議 題

平成26年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について

5. 配布資料

資料1：平成26年度法務省事後評価実施結果報告書（案）

資料2：法務省政策評価に関する基本計画

資料3：平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画

資料4：目標管理型の政策評価の点検結果

資料5：目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン

説明資料：

- 1 再犯防止に向けた取組について【秘書課】
- 2 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の改正について【刑事局】
- 3 訟務局の設置と今後の取組について【訟務局】
- 4 出入国管理及び難民認定法の改正について【入国管理局】

6. 議事

○田中座長：それでは、定刻になりましたので、これより第43回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

なお、委員は総勢7名おりますが、本日は出雲委員は御都合により欠席されております。

初めに、稲田法務事務次官から挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○稲田法務事務次官：おはようございます。法務事務次官の稲田でございます。

委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、本年度第1回でございます第43回の政策評価懇談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

申すまでもございませんが、政策評価は、国の行政機関が自らその政策の効果を把握・分析して評価を行い、そしてその結果を政策の企画立案や実施に役立てる、そういう政策インフラであると位置付けられております。政府全体としての政策効果の最大化を図るためには、PDCAの実効性の更なる向上を図って、政策を不断に検証することが必要でございます。

各府省は、政策評価に積極的に取り組んで、この評価結果を政策の改善・見直しに活用するように求められているところでございます。

我が省におきましても、より実効性のあるPDC Aサイクルの確立に努めますとともに、分かりやすい評価書の作成に努め、評価の客観性の向上を目指していきたいと考えているところでございます。

本日は、委員の先生方からそれぞれ御専門の分野における知見でありますとか、幅広い御経験などに基づかれた忌たんのない御意見を積極的にお出しいただきたいと考えているところでございます。そして、今後、法務行政につきまして、なお一層の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田中座長：ありがとうございました。

続きまして、法務省のメンバーが変わっておりますので、高嶋官房審議官に一言お願いいたします。

○高嶋官房審議官：官房審議官の高嶋でございます。担当は総括担当でございます、この政策評価を担当させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中座長：ありがとうございました。

ここで、法務事務次官は、公務により退席されます。

(稲田法務事務次官 退席)

○田中座長：まず初めに、本日の審議事項及び政策評価に関する最近の動きにつきまして、事務局から説明願います。

○永井課付：事務局を務めさせていただきます、秘書課付の永井でございます。

それでは、事務局から御説明させていただきます。

本日御審議いただくのは、「平成26年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」についてでございます。

この関係では、委員の皆様方の席上に、資料を5点配布させていただいております。

資料1につきましては、「平成26年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」、本日は主にこの資料1を使っていきたいと考えております。資料2は、「法務省政策評価に関する基本計画」、資料3は、「平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画」、資料4は、「目標管理型の政策評価の点検結果」、資料5は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」となっております。

また、資料1につきましては、委員の皆様方に事前にお送りしたものに若干修正を加えております。修正箇所につきましては、お手元でございます「平成26年度法務省事後評価実施結果報告書（案）の修正箇所一覧」を御確認いただければと存じます。主な修正点は、これまで積算中あるいは集計中であったものについて数字を入れたり、あるいは数字について若干の修正があったりといったところでございます。

なお、政策評価に関係する法令や閣議決定等につきましては、参考資料として準備いたしましたので、適宜御参照いただければと思います。

それでは、資料1を1枚めくっていただきまして、目次を御覧ください。今回、政策評価の対象となっております政策は、この目次にありますとおり、10施策となっております、

これらの10施策以外の施策につきましては、モニタリング中であるため、今回は事後評価を行いません。

平成26年に当省が実施した各施策の結果及び評価等につきましては、委員の皆様方から御意見・御質問を頂戴したいと存じます。

続きまして、政策評価制度に関連した最近の動きにつきまして、御説明いたします。

まず1点目は、目標管理型の政策評価に関する点検についてです。資料4を御覧ください。

目標管理型の政策評価については、平成26年度から、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」に基づいて、「標準化・重点化」が推進されているところでございますが、平成26年度は同ガイドラインに基づく取組の初年度であることから、総務省により各府省の「標準化・重点化」の実施状況を中心に点検が行われ、その結果が本年3月下旬に公表されました。

当省においては、標準化・重点化ともに既に対応済みですので、資料4に記載された事項で指摘を受けたものはございませんが、評価の質の向上に向けた各府省共通の課題として、①目標達成度合いに係る要因等を十分に分析すること、②達成手段が目標へ有効に寄与しているかを分析すること、③として、政策評価と行政事業レビューとの間で情報等を相互活用し、政策評価と行政事業レビューの連携を確保することに留意して、今後の目標管理型の政策評価を実施していくこととされております。法務省においても、この点検結果を踏まえて、評価の質の向上に努めていきたいと考えております。

2点目は、政策評価審議会についてでございます。

政策評価については、これまで総務省に設置された政策評価・独立行政法人評価委員会により審議が行われてきたところでございますが、独立行政法人通則法の改正に伴い、政策評価・独立行政法人評価委員会はその役割を終えまして、これに代わる組織として、本年4月に総務省に政策評価審議会が設置されました。今後は、この政策評価審議会において政策評価の改善に向けた議論が行われることとなります。

審議事項及び政策評価制度に関連した最近の動きに関する御説明については、以上でございます。

○田中座長：それでは、議題であります平成26年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について、御議論いただきたいと思っております。

初めに、基本政策Ⅰ「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○永井課付：それでは、基本政策Ⅰに係る事後評価の概要につきまして、御説明いたします。

基本政策Ⅰに係る施策のうち、今回、事後評価の対象となっておりますのは、「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」、「法教育の推進」、「法務に関する調査研究」でございます。

まず5ページを御覧ください。「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について、御説明いたします。

この施策は、社会経済情勢等の変化に応じて、民事・刑事基本法制を整備することにより、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会を実現すること、我が国の経済の活力の維持・向上を図ること、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定を図ることを内容としており、本年度は施策としての最終的な評価を行うこととなります。

具体的な法整備や立法作業の状況につきましては、8ページ以下の一覧表のとおりでございます。このうち、平成26年度中に成立した法案は、10ページでございまして、「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」でございます。

次に、14ページを御覧ください。「法教育の推進」について、御説明いたします。

この施策は、国民一人一人が法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争解決能力を身に付けることや、司法を支える国民的基盤を確立するため、法教育を推進するというものです。この法教育の推進を図るための測定指標については、定性的な指標が2つ設定されており、1つ目は、法曹関係者、教育関係者、有識者で構成される法教育推進協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供すること、2つ目は、法教育に関する広報活動や法教育活動への協力・支援を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させること、となっております。

測定指標の実績等を踏まえた目標の達成状況等、本施策に対する評価については、設定した2つの測定指標のいずれも目標を「達成」しておりまして、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

なお、15ページでございますけれども、測定指標2の施策の進捗状況（実績）において、「中学生向け法教育教材を作成し、全国の中学校等へ配布した」旨が記載されておりますが、お手元に実物を御用意させていただきました。「法やルールって、なぜ必要なんだろう～私たちと法～」という冊子でございますが、この中学生向け法教育教材でございますので、参考に御覧ください。

説明を続けさせていただきます。

続いて、「法務に関する調査研究」について御説明いたします。

まず、19ページの「犯罪被害に関する総合的研究」について御説明いたします。

本研究は、国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を使用した調査を実施し、これまでの犯罪被害実態（暗数）の調査結果との経年比較等を行うこと等によって、我が国の犯罪被害の実態を明らかにしまして、有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するための基礎的な資料を提供することを目的としております。平成22年度に事前評価を実施した上、平成23年度から24年度までの2か年で実施した研究でございます。

本研究については、外部有識者等で構成される「研究評価検討委員会」による事後評価を実施しておりまして、同委員会においては、こちらの23ページに記載のとおり、「大いに効果があった」と認定されております。

これらを踏まえた事後評価の内容や研究結果の概要等につきまして、報告書に記載したとおりです。

続いて33ページでございます。

33ページの「法務に関する調査研究」の「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究」について御説明いたします。

本研究は、社会参加に当たって、事実上、厳しい制約が存在する知的障害を有する犯罪者の処遇につきまして、どのような対応が可能であり、また妥当であるかについては、未解明の検討課題として残っていることから、社会復帰における問題点を踏まえつつ、障害の内容

に応じた効果的な処遇の在り方を検討するための基礎資料として、知的障害を有する犯罪者の実態と処遇の現状を明らかにすることを目的としておりまして、平成23年度に事前評価を実施し、平成24年度の1か年で実施した研究です。

本研究についても、外部有識者等で構成される「研究評価検討委員会」による事後評価を実施しており、同委員会においては、資料1の37ページから38ページにかけて記載のとおり、「大いに効果があった」と認定されております。

これらを踏まえた事後評価の内容や研究結果の概要等につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

基本政策Iに関する説明は、以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

それでは、今の説明に関して、御意見、御質問があればお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○大沼委員：大沼でございます。

まず法教育の推進ということなのですが、確かに法教育の方向性、法やルールにのっとった紛争の適切な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るということの必要性は十分に理解でき、説明を要しないのではないかと思います。

ただ、個人的な意見を申し上げますと、このような施策というのは、ややもすると総花的、一般的な教育にとどまり、マンネリ化する傾向があるのではないかと思います。時代・社会情勢の動きや、教育を受ける者のニーズに十分に適合しないことが懸念されるわけです。これがより多くの効果を発揮するためには、一般的な法の遵守教育だけではなく、実施年度にふさわしい重点的な教育内容を盛り込む必要があるのではないかと思います。

例えば、現在中学校で問題となるのはいじめの問題がありますし、警察などが近時力を入れている犯罪の一つであるオレオレ詐欺などの特殊詐欺もあります。法の根底にあるのは行為規範でありますので、その根底には、その規範を守ることがなぜ社会が必要としているかという問題ですね。立法趣旨における価値観とか倫理観があるわけですし、いじめやオレオレ詐欺、その他各年度での重点的なテーマを定めて、それに沿う具体的な法教育、こういった事案についてのものの考え方や、社会においてなぜそれがいけないこととされているのか、被害の深刻さについての理解、紛争解決のための幾つかの道筋の理解、トラブルの予防法などを一般的な教育に併せて行うことを検討してもよいのではないかと思います。

○田中座長：ありがとうございました。

今の御意見、御質問に対して、法務省のほうで回答、説明をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○永井課付：事務局でございます。法教育というところでございますので、司法法制部から何かございますでしょうか。

○司法法制部：司法法制部の中島でございます。

今、委員から御指摘のあった点は、大変重要な点であると法務省としても認識をしております。法務省が行っている法教育の取組の中心は、法務省の地方の関係機関が行っている出前授業でございますけれども、こういった出前授業の依頼を受けるに際しましては、授業を受ける側の学校の要望、ニーズというのも踏まえまして、それに応じた授業を行うようにし

ているところでございます。そういった意味で、今御指摘がありました時代や社会情勢の動きですとか、受ける側のニーズを踏まえた取組が行われていると認識はしております。

今、委員から例示がございましたいじめの問題ですとか、あるいは詐欺被害の問題につきましても、平成26年度中にも幾つかの地方機関で行っておりまして、例えばいじめについては、小学生や中学生に対する出前授業、あるいは学校の先生に対する授業というか講義なども行っておりますし、それから詐欺被害につきましても、一般の方を対象にしたものも行っているところでございます。

法務省としましては、法教育については、基礎的な価値にとどまらず、身近な問題と結びつけた形でどう教育を行うかというのは、大変重要な視点であると考えておりますので、委員の御指摘も十分踏まえまして、また今後とも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○田中座長：ありがとうございました。

大沼委員、今の回答に補足質問ございますでしょうか。

○大沼委員：要するに、評価の記載の仕方の問題とも関係があると思いますけれども、そういった具体的な成果を上げているのであれば、その点も含めて評価書の中に書き込んでいただければ、もっと分かりやすいものになるのではないかと思います。

○田中座長：他に御質問、御意見ありますでしょうか。

伊藤富士江委員、よろしくお願いします。

○伊藤（富）委員：伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

「法務に関する調査研究」のうち、最初の「犯罪被害に関する総合的研究」について御質問させていただきます。

犯罪被害の問題は、私自身も興味を持っておりますので、この評価結果を興味深く見させていただきました。2点ほど質問があるのですけれども、この実態調査自体は、国際標準の調査項目を使用したということですが、ただし国際比較はできなかったということですね。海外では実施されていないということでしょうか。少しこの辺、せつくなのに難しかったのかと思ひまして、どうして海外ではまだ実施されていないのかという辺り、もし状況を御存知でしたら教えていただきたいと思ひます。

それから、調査の手法なのですけれども、1回目から3回目までは訪問調査で、今回は郵送調査ということになった旨が書かれていて、回収率が今回は低く、それから、分からないという回答の比率も高くなっていたということなのですけれども、そうしますと、なかなか経年比較をするのが難しくなるのではないのかなと思ひました。一応図式化されてはいたけれども、その辺の解釈ですか、どういうふうに手法が違うとか、今言ったような状況がある中で、過去のもの今回やったものと比較する意味ですね、その辺を教えていただけたらと思ひます。お願いいたします。

○永井課付：事務局でございます。御質問ありがとうございました。

この点に関しまして、法務総合研究所からいかがでしょうか。

○法務総合研究所：法務総合研究所の富田でございます。御質問いただき、ありがとうございました。

まず1点目について、国際比較ができなかったという点でございますが、私どもも、この

研究の1つの意味としては経年比較と、もう1つは国際比較をすることにあつたわけですが、私どもが聞いているところによりますと、欧州のほう、ヨーロッパのほうで予算上の問題等々で、いわゆる犯罪被害の実態調査に至らなかったと聞いておまして、その点は私どもも残念に考えているところでございます。

今後、先方の問題もありますので、私どもだけでどうできる問題ではないのですが、海外の調査の実施状況については、今後も見守っていきたいと考えているところでございます。

それから、2点目につきましてですが、御指摘のとおり、従前は訪問調査という形で犯罪被害の実態調査を実施させていただいておりました。今回、郵送調査に至ったのは、元々は訪問調査を実施したいと考えていたのですが、予算上の問題がございまして実施に至らなかったということでございます。それに代わるものとして、私どもとしても、例えば電話による調査ですとか郵送調査、様々検討したのですが、最終的には郵送調査ということに至った次第でございます。

御指摘のとおり、訪問調査の場合は、回答してくださる方が分からない点があれば、こちらのほうで、これはこういう趣旨ですよと懇切丁寧に質問の趣旨を説明させていただいて回答していただくということで、回答率も高くなるのですが、郵送調査の場合は、どうしてもその辺が不明と、無回答というところが多くなるところでございます。

訪問調査を、当初はそのまま引き続き実施しようとも考えたのですが、その場合、十分なサンプルが得られないというような問題がございまして、ある程度の意味のあるデータを提供しようというところから、郵送調査に切り替えさせていただいたところでございます。

このような点につきましても、今後、同様の研究を実施する場合においては、反省点として、どういう在り方があるのかという点を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中座長：伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤（富）委員：結構です。分かりました。

○田中座長：今の関連で御質問、大沼委員、お願いします。

○大沼委員：今の点についての関連なのですが、けれども、「犯罪被害に関する総合的研究」に関しては、今御指摘いただいたとおりの指摘があり、また、もう1つのほうの「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究」につきましても、特別調整における課題についての考察がやや物足りないとか、刑事施設における受刑者の対応策について、体系だった分かりやすい記述を工夫する余地があるとの指摘を受けたということは、若干残念な点です。

一般的に申しますと、今回の調査研究というのは基礎研究でして、その内容が優れたものであるということは申し分がないと思います。ただし、優れた施策であるだけに、これらをいかにしてアウトプットなしで現実の成果を上げるかというのも、非常に重要な点だと思います。

調査研究というのは、基礎調査だけにとどまらず、アウトプットをいかになすかを踏まえたものとするのが望ましいわけですし、逆にアウトプットの具体的な内容、方法を決めた上で、それにふさわしい調査研究をすることが、有用性の上でもより高い評価を得られるのではないかと考えるわけです。

こういった視点で、今回指摘された物足りなさを考えてみますと、これらの研究を短期間で終了させるのではなく、継続研究として、この基礎調査を踏まえて具体的な対応策の提言等の具体的・実践的な対応策の調査提言につながる研究を更に尽くす必要があるのではないかと考えるわけです。

また、そのために費用が必要であれば、従前は数百万の予算を取っていたのですけれども、平成25年度からですか、年間予算が0円ということになっておりまして、予算がないという状況ですので、これでは十分な研究ができないという問題もあるのではないかと思います。その予算獲得にも工夫していただいた上で、更によりアウトプットにつながるような研究を、是非とも継続的に続けていただければと思っております。

○田中座長：ありがとうございました。

今の点、いかがでしょうか。

○永井課付：事務局でございます。御意見ありがとうございました。法務総合研究所からいかがでしょうか。

○法務総合研究所：ありがとうございます。

知的障害に関する研究につきましては、先生御指摘のとおり、特別調整等々について、もう少し掘り下げてもいいのではないかと御指摘も頂いたところでございまして、私どもとしましても、知的障害のみというわけではないのですが、高齢者、障害者の特別調整に関する問題等について、現在も引き続き研究しているところでございまして、先生から頂いた御指摘も踏まえつつ、更に研究を続けていきたいと考えております。

また、アウトプットの仕方、在り方については、御指摘のとおりでございまして、私どもは、研究部報告という冊子を各研究機関にも配布すると同時に、法務省のホームページでも掲載させていただいているところでございますが、せっかく基礎研究をさせていただける以上、より多くの方々に有効に活用していただく努力を、引き続き検討していきたいと考えております。

他方において、提言の問題については、研究評価検討委員会の先生方によっては、余り有権解釈はしないほうがよいのではないかと、基礎研究として客観性を保って淡々と記述すべきではないかという御意見を頂戴しているところでもございまして、その辺は、基礎研究としてより客観性を意識しつつ、かつ御指摘のとおり施策にもつながるような研究、そしてアウトプットの在り方を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中座長：ありがとうございます。

他に何かございますか。

○田中（昌）委員：今の点に関連して質問をさせていただきます。

犯罪被害者の実態調査あるいは知的障害を有する犯罪者の実態調査と、鋭意研究されているということを理解いたしましたが、研究の前提となる情報の収集、データの集積につきましては、当然ながら極めてデリケートな情報も含まれているのであらうと思います。そのような情報の取扱い、あるいはそのデータの処理、入力、分析等の取扱い、そのセキュリティーの問題等含めまして、何か御説明いただけるところがありましたら有り難いと思います。

○田中座長：いかがでしょうか。

○永井課付：事務局でございます。御質問、ありがとうございます。法務総合研究所からお答えいただくことはできますでしょうか。

○法務総合研究所：御指摘いただきましたとおり、公表されている統計資料を用いるだけではなく、こういった特別調査については、例えば記録を閲覧したりだとか、様々な調査をしているわけですが、個人情報の関係につきましては、当然のことながら厳重に管理しておりまして、データ等を取り扱う場合にも、要は匿名化をした上で、しかもネット環境につながっていないところで保管しているところであり、用済みのデータ等は直ちに廃棄させていただいているところでございます。

以上です。

○田中（昌）委員：データの取扱いや入力、確か民間業者を使っておられるかと思いますが、いかがでございますか。

○法務総合研究所：そもそも最初の段階では、私ども法務省の職員、研究官がやっております、要は完全に匿名化された、数値化したものについて、最終的な処理を入力業者にお願いしているところでございます。その時点では、誰の、何の意味があるデータなのか、数字の意味も分からないような状態に匿名化してやっているところでございます。

○田中（昌）委員：承知いたしました。

○田中座長：ありがとうございました。

他に何かございますか。

○大沼委員：今の問題に関連してなのですが、田中委員のおっしゃったことは非常に鋭い指摘だと思うのですが、今回、検察事務の適正な運営の中でも、サイバー犯罪に対する捜査能力の充実・強化のための研修講義をやっているということですが、犯罪が起きてからの事後的対応はもちろん、それを予防するための事前対応を含む調査研究を今後する余地があるのではないかと思うのです。

より適切な予防のためには、個人情報も含む法の改正又は新設が必要な場合があるわけでしょうけれども、今の所管庁、多分消費者庁だと思うのですが、そのような問題に十分な対応ができるかは疑問があると思うわけです。

ですから、そういったサイバー犯罪についても、様々実績がある検察において、日本あるいは海外で実際に起きた犯罪等を踏まえた調査研究により、犯罪を予防するためのあるべき法又は法改正を提言するような成果が得られれば、基礎研究の成果が更に生きるように思われますので、少し意見として言わせていただきます。

○田中座長：今の御意見については何かございますか。

○永井課付：事務局でございます。犯罪に関する調査研究に関する御指摘と理解させていただきますと、法務総合研究所から何かございますでしょうか。

○法務総合研究所：御指摘いただきましてありがとうございます。

私どもは基本は刑事政策の研究で、犯罪者の処遇を中心とした研究をさせていただいているところでございますが、御指摘のとおり、そのときの社会情勢、時代に応じて、犯罪の内容というのは刻々と変わるものでございます。

サイバー犯罪につきましても、私どもも興味深く注視しているところでございますが、他方で法務省として、できるノウハウといえますか、サイバー犯罪をどう防げるかという、私

どもでできる限界もあるところでございます。御指摘の点につきましては、より新規性のあ
るものが何かないかどうかについて、今後の研究計画を考える上でも注視してまいりたいと
考えております。

○田中座長：ありがとうございます。

○中村委員：中村でございます。

私から、法教育の部分について1点、意見なのですが、法教育は非常に重要なこと
でございまして、この教材を作って配布をしたということは非常によいことだと思っ
ては、1つは、この教材を拝見した中で、日常の生活の全ての裏に法律があるというか、
そういうことをなかなか一般の人たちが感じていないというところを、もう少し若い人た
ちに浸透させることができないのかなというのは、少し感じているところであります。この教
材の中では、例えばごみ収集に関するルールを作ろうということで、実体験でやっていこう
ということだと思っておりますが、1回こういうことをやっておしまいということだと、一過
性のものになってしまいがちではないかと感じます。

趣旨の部分が、およそ両開きで2ページぐらいで説明してあるのですが、もう少し
この辺りのところの説明を、これは教員の方が使われるのだと思っておりますが、充実する必要
はないのだろうかと感じたところでございます。

同様に、司法の部分の授業の構成について書いてありまして、刑事裁判等も出てくるわけ
ですが、後の事後評価の中でも、検察の役割について市民の方にもっと知っていただくこと
で、検察官の方が授業をされているということも書かれてあるのですが、そういうこと
をもう少し、両方共同といいますか、生かして、検事の方の役割とか、あるいは裁判官の
役割の説明のようなものが、もう少しこの中でも充実した書き方はできなかったのかとい
うのが、私として思ったところでございます。

○田中座長：ありがとうございます。

今の点、よろしくをお願いします。

○永井課付：事務局でございます。御意見、御指摘、ありがとうございます。この点について、
司法法制部からいかがでしょうか。

○司法法制部：司法法制部でございます。御指摘ありがとうございます。

まず1点目でございますけれども、法教育の趣旨をもう少し理解させるためにとい
うところでございます。これまで学校現場からの声を聞いておりますと、やはり学校の先生のほう
も、法教育というものをどういうふうに教えていいのかわからないという声が様々挙が
ってきておまして、そういった声も踏まえてこの教材を作ったところでございますけれども、
今後、更に学校現場の先生が法教育授業を行いやすくするために、こういった支援ができる
のかということについて、今、法務省が事務局をしております法教育推進協議会等にお
いても、正に検討しているところでございます。そういった検討結果を生かして、またこの教材
を更に活用できるような方策を検討してまいりたいと考えております。

それから、2点目の司法に関する部分での御指摘は、裁判官や弁護士、検察官の役割につ
いて、もう少し触れるべきではないかという御指摘でよろしいですか。

○中村委員：そうですね。本日の後のほうの議題のところでも、検事の役割というようなこと
について出前授業をされているという部分もございまして、その中でも検察の役割などが余

り理解されていないというような記述もあったかと思うのですけれども、そういった意味でも、せっかく教材を作るときに、それぞれの役割というようなことも、より詳しい説明があってもよいのではないかという意見でございます。

○司法法制部：ありがとうございます。

検察官、裁判官、弁護士の役割ということにつきましては、実際に出前授業を行った際に、それぞれの立場から説明しているところだと思います。当然、法教育の担い手となりますのは法務省あるいは検察だけではございませんで、裁判所ですとか弁護士会なども出前授業を行っているところでございますので、司法の全体像を理解していただくということについても、それぞれ他の機関とも連携しながら進めていきたいと考えております。

○中村委員：ありがとうございました。

○田中座長：他に何かございますか。

なければ、私が1点質問してよろしいでしょうか。

資料1の32ページのところで、「犯罪被害に関する総合的研究」の事後評価結果表中、効率性の項目の真ん中の段、7点でBの評価をされている部分なのですが、ここは先ほど伊藤富士江委員からも御質問があったところ、1回から3回までは訪問調査をしており、予算の制約から社会調査等の専門業者を活用して、適切かつ効率的な郵送調査として実施したと、調査方法が変わってしまったとのことでした。この目的は、予算制約の中で、回収率を高めたり分からないという回答を減らそうという目的もあった。しかし結果的にはそれが低くなってしまったという状況が見えているのですが、データ収集方法として、このような明らかに違っている手法を採って経年の比較が可能なかどうか、あるいは本当にB評価という評価が正しいものなのかどうか、その辺のところの御意見を伺いたいと思っていたのですが、いかがでしょうか。

○永井課付：事務局でございます。御質問ありがとうございます。法務総合研究所から、この辺、いかがでしょうか。

○法務総合研究所：御質問ありがとうございます。

御指摘のところは、私どもも一番頭を悩ませている点でございます。訪問調査と比べて郵送調査で回答率が低くなってしまい、その分、経年比較という意味で、若干意識せざるを得ないというのは、私どももそのとおりであると考えております。

他方、限られた予算の中でサンプル数を確保する点では、例えば電話による調査というのも考えたのですが、何分最近の御時世で、どこの誰か分からないような者から電話が掛かってきて、プライバシーに関わる質問について果たして答えてくれるのかといった問題もあって、性犯罪の被害の調査もありますので、郵送調査という形をとらせていただいた次第でございます。

今後、仮に同じような調査研究を実施するに当たっては、今回の反省点を踏まえて、可能な範囲内で、予算措置の問題はございますが、やはり適切な調査方法を考えていきたいと考えております。

○田中座長：ありがとうございます。

もう1点関連で、社会調査等を専門とする業者を使ったり、郵送調査をしたり、あるいはここで謝礼とか督促状も活用しているような記載があるのですが、片方、予算0になってい

るわけですね。その辺の関係は、予算がないのにこういうことができるのでしょうか。

○永井課付：法務総合研究所、いかがでしょうか。

○法務総合研究所：予算0というのは、どういうことでしょうか。

○田中座長：見方が間違っているかもしれません。

○法務総合研究所：知的障害のほうも予算は頂戴しているのですが。

○田中座長：19ページの表のところに、24年には2,876という数字が入っているのですが、25年以降は0となっているので、私は予算0かなと思って御質問させていただいたのですが。

○法務総合研究所：失礼しました。この研究自体、23年度と24年度に実施したものでございまして、それで25年度は0という形になっているところでございます。

○田中座長：そうすると、24年度に、今のような訪問調査ではなくて調査方法を変えた調査をされているということになるわけですか。

分かりました。ありがとうございます。

他に御質問ありますでしょうか。

伊藤富士江委員、よろしくお願ひします。

○伊藤（富）委員：伊藤と申します。

今出てきていました、「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究」の件ですけれども、知的障害者に対する処遇というのは、今、光が当たっているというか、着目されている分野ですので、是非よい研究をして、実施報告結果を見ていただきたいと思います。けれども、単年で研究が終了したこと、どうして単年で終わってしまったのかということと、それから、事後評価の内容の中に海外調査が入っているかと思うのですけれども、私も少し関心を持ってここを読ませていただいたのですけれども、なかなか海外調査をしても、こういうことがありましたで終わってしまうことが多いと思うのですけれども、こういった海外で実施されていることの知見をどう生かすか、我が国の施策にどう生かしていくかというところまで見られたのかどうか、その辺、お聞かせ願ひしたいと思います。

○永井課付：事務局でございます。こちらの点に関しましても法務総合研究所から願ひいたします。

○法務総合研究所：御質問ありがとうございます。

まず知的障害の研究自体は、御指摘のとおり単年の研究ではありますが、それに引き続いてまた別の観点から、高齢者や障害者の研究をしているところでございます。もちろん、時間をもう少し掛ければ、もう少し研究ができたのかもしれませんが、ただ、この知的障害の研究自体がこれまでで初めてのものでございまして、全国の刑務所、刑事施設を調査したという意味では、それなりに基礎資料としては意味があったのではないかなと考えているところでございます。

また、海外のニュージーランドの関係につきましても、施策として提言をどこまで踏み込むかという問題は、いつも御指摘いただいているところでございますが、どちらかという謙抑的に書かせていただいているところでございまして、それをもう少し踏み込んで記述すべきではないかという点につきましては、今後の研究で記述する際にしても、貴重な御意見として考慮していきたいと考えております。

○田中座長：どうもありがとうございました。

それでは、次の論点に移ってよろしいでしょうか。

次に、基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、事務局から評価の概要の説明をお願いいたします。

○永井課付：事務局でございます。

それでは、基本政策Ⅱに関する事後評価の概要について御説明いたします。基本政策Ⅱに係る施策のうち、今回、事後評価の対象となっておりますのは、「検察権行使を支える事務の適正な運営」、「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」です。

まず48ページを御覧ください。「検察権行使を支える事務の適正な運営」について、御説明いたします。

この施策は、検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図ることを内容としています。測定指標としましては、定性的な指標を3つ設定しており、1つ目は、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の充実・強化を図ること、2つ目は、犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応能力の向上を図ること、3つ目は、国民に対し、広く検察活動の意義や役割を理解してもらうために広報活動を実施すること、となっております。

測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況等、本施策に対する事後評価につきましては、設定した測定指標のうち、1つは目標を「達成」しておりまして、残り2つについては、「おおむね達成」としております。施策全体の目標達成の度合いとしては、「相当程度進展あり」と評価しております。

次に、少し離れますが、88ページを御覧ください。「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」について、御説明をいたします。

この施策は、公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを内容としております。測定指標は3つ設定しており、1つ目は、オウム真理教団の活動状況及び危険性の解明という定性的な指標、2つ目は、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況という定量的指標、3つ目は、破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施という定性的指標となっております。

平成26年度における目標達成状況等につきましては、1つ目と3つ目の測定指標は「達成」となっておりますが、2つ目の測定指標については「おおむね達成」となっており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「相当程度進展あり」と評価をしております。

基本政策Ⅱに関する説明は、以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して御意見、御質問があれば、お願いいたします。

伊藤正志委員、お願いします。

○伊藤（正）委員：伊藤です。よろしく申し上げます。

「検察権行使を支える事務の適正な運営」のサイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化のところで伺いたいと思います。

48ページのところで、「おおむね達成」というように評価をされているのですけれども、2つ研修を実施されていて、59ページ、60ページを見ますと、「実務に従事できる程度の理解を得た」というのと、「概要について理解した」という詳細な分析があるのですが、特にネットワークフォレンジック研修、60ページを見ると、この研修で「実務に従事できる程度の理解を得た」というのは20人中3人しかおらず、概要を理解したという人が17人ということでした。サイバー犯罪の研修ですから、実際の捜査の実務に生かせる程度の理解を得て、初めて理解をしたというように言えるのではないかなと感じまして、つまりこのアンケートを読み取ると、概要については理解したけれども、実務にはまだ生かせませんというように読み取れるわけで、49ページの評価の実績のところを見ると、「概要について理解した」も理解したというように評価して、100パーセントと98.4パーセントということで、「おおむね達成」というようにしているようです。けれども、今言ったように、実際実務にどこまで活用できるかというのが、例えば事後的に所属先の勤務先に帰って、フィードバック的な、補充的な講習をするとか復習するというところで、実際に概要までしか理解できなかった人も、実務まで生かせるようになりましてということを確認して、初めて意味があるのではないかなと思うのですけれども、この辺りの評価がちょっと甘いのではないかなと私は思いましたけれども、いかがでしょうか。

○永井課付：事務局でございます。御指摘ありがとうございます。この点に関しまして、刑事局からいかがでしょうか。

○刑事局：刑事局総務課企画調査室長の佐藤でございます。御質問ありがとうございます。

まず、私どものほうでこちらの研修を実施した趣旨などは、こちらに記載したとおりであります。最近ネットワーク犯罪が増えているということで、それについて基礎的な知識を習得してもらわなければ始まらないということから、こういった研修を実施しているところでございます。

今回、これについて「おおむね達成」とした点でございますが、まずそういった状況にある中で、基本的な知識を習得するというのが最低限のことでありまして、これについてはおおむね達成が図られたと、このように考えて記載したところでございます。

ただ、御指摘のように、これをどうやって生かしていくか、あるいはその後、今回の研修をどうやって再度復習するなりしていくかと、これは大きな課題だと思っておりますので、こういった研修の在り方等についてはまた考えてまいりたいと、このように思います。

○田中座長：ありがとうございます。

伊藤正志委員、よろしいですか。

○伊藤（正）委員：はい、分かりました。

○田中座長：他に、委員から御質問、御意見ございますでしょうか。

特に御意見、御質問がないようでしたら、次に移ってよろしいでしょうか。

それでは、次の基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○永井課付：事務局でございます。

それでは、基本政策Ⅲに関する事後評価の概要を御説明いたします。

まず97ページでございます。「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」について御説明

いたします。

この施策は、我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託制度を適正・円滑に運営することを目的としております。測定指標は3つ設定しておりまして、1つ目は、帰化許可申請及び国籍取得届を適正・厳格に処理することという定性的指標、2つ目は、市区町村からの受理又は不受理の照会などに対して適正に対応するという定性的指標、3つ目は、供託手続のオンライン申請の利用率を向上させるという定量的指標を掲げております。

測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況等、本施策に対する事後評価につきましては、1つ目と2つ目の測定指標は「達成」、3つ目の測定指標は「おおむね達成」となっておりまして、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「相当程度進展あり」と評価しております。

次に103ページを御覧ください。「人権の擁護」について御説明いたします。

この施策は、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権の擁護に関する施策を総合的に推進するというものです。測定指標は、定性的指標を2つ設定しておりまして、1つ目は、「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況」、2つ目は、「人権相談、調査救済体制の整備」となっております。

測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況等、本施策に対する事後評価としましては、2つ設定した測定指標のいずれも目標を「達成」しており、施策全体としての目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」としております。

基本政策Ⅲに関する説明は、以上でございます。

○田中座長：ありがとうございます。

ただいまの説明に関して御意見、御質問があれば、お願いいたします。

○大沼委員：よろしいでしょうか。

○田中座長：大沼委員、お願いします。

○大沼委員：非常に細かい表現の問題なのかもしれませんが、100ページのところの記載の仕方につきまして、若干意見を述べさせていただきたいと思っております。

これは帰化申請者について、様々な工夫を凝らして厳格・適正な処理をしていたということなのですが、最後のほうに、「国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査をし」というところが若干気に掛かっておりまして、このような表現だと、それまで慎重な調査をしてこなかったのに、今回慎重な調査を始めたのかのような誤解を招くおそれがあるのではないかと思いました。「より」という修飾語だけでそういった誤解が全て解消できるのかということ、若干の懸念があるわけですし、例えば人的体制を量的、例えば増員とか配置の工夫とか、量的に工夫したとか、質的な整備を図ったとか、審査基準の見直しがあったとか、研修その他の調査方法の手法の向上に努めたとか、何か別の工夫があったならそれを具体的に記載すべきですし、逆に言えば、記載できるような施策達成の努力が必要なのではないかと思って、意見を述べさせていただきます。

○田中座長：ありがとうございます。法務省のほう、よろしくをお願いします。

○永井課付：事務局でございます。御指摘ありがとうございます。この点に関しまして、民事局からお願いいたします。

○民事局：御指摘ありがとうございます。民事局民事第一課の北村でございます。

「より慎重な調査をし」という記載では、今まで慎重な調査をしていなかったのではないかとこの御懸念はごもっともなところではございます。

もともと、もとより、従前から慎重に調査をしているところではございますが、やはり近年、帰化事件の内容は複雑化しておりまして、しかも帰化申請をする外国人も多様化しているところではございまして、より慎重な調査が必要となっており、それが適正・厳格な処理に必要なかつ有益なものであるということをここで表現させていただいたものでございます。

また、御指摘の体制面等につきましては、国籍相談員の適切な配置を行ったという記載もさせていただいておりまして、この取組も適正・厳格な処理に必要なかつ有用なものであると考えての記載をさせていただいたところではございます。

以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

中村委員、お願いします。

○中村委員：105ページの注釈3というところについてお伺いをしたいのですが、人権の相談につきまして、インターネットによる相談件数のところで、26年のところですね。システムのサーバーに障害が発生して、平成26年9月から平成27年3月までの間運営を停止していたために、相談件数を積算することができなかったという記載があるわけなのですが、1つは、今、インターネットを利用される方が非常に多いので、半年相談が受けられなかったということなのか、そうだとすればその辺りについて、通常、サーバーの障害といっても、半年動かないというのは余り聞かないと思うのですが、その辺りはどうお考えなのかということと、あるいはそういうことではなくて、飽くまでも集計ということについてできなかったということなのか、その辺りについて御説明いただければと思います。

○田中座長：お願いします。

○永井課付：事務局でございます。人権に関する相談の状況や集計ということで、人権擁護局から御説明いただきたいと思っております。

○人権擁護局：人権擁護局参事官の前田でございます。よろしくお願いたします。

ただいま御質問いただいた点でございますけれども、御指摘いただきましたように、インターネット人権相談のシステムについては、システム上の問題によりまして、昨年9月から本年3月までの間に、インターネットによる人権相談それ自体を受け付けることができない状況であったということでございます。

そのために、この報告書案の中のインターネットによる相談件数の26年の部分については、注釈3ということで落とさせていただき、その半年分以外のものについても記載はしていないところなのですが、その記載、他の件数だけでも記載するというところも踏まえ、その点は御指摘を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○田中座長：田中委員、お願いします。

○田中（昌）委員：田中でございます。

今の同じページ、105ページについて関連してお尋ねいたします。

相談件数ですけれども、参考資料にある実績値を拝見しておりますと、各項目、おおむね減少傾向にあるように思われます。もちろんインターネットについては微増していますが、

元々の相談件数自体が少ないものですから、トータルとしては大分減ってきているのではないかと思いますのですが、この傾向はどのように分析しておられますでしょうか。

○田中座長：回答をお願いします。

○永井課付：事務局でございます。人権擁護局からお願いいたします。

○人権擁護局：ただいま御指摘いただいた、人権相談件数の各項目についての減少傾向というところでございますけれども、人権相談件数全体を見ますと、例えば25年と26年を比べますと、25万6,000件余りから25万3,000件余りということで、減少はしているのですが、微減というところでございます。全体の傾向として、これが若干ながら減少した原因が何かというところは、なかなかこちらも原因というのは把握はしていないところでございます。

各項目のところにつきましても、減少しているもの等もございまして、22年から5年間というところで見ますと、その時々によって若干増加したり減少したりということを繰り返しているものもございまして、これは各年の相談の実施の実際の在り方によって、年によっての多少の増減があるというように考えておりますので、26年に限って減少したのが何かというのは、やはりこれは各項目についても、原因ははっきりとは明確に特定はできていないところではあるのですけれども、ただ、委員から御指摘いただきましたとおり、減少ということが、これがもし続くということであれば、その原因はきっちりと究明をして、今後の施策に反映させていきたいと、そのように考えております。

○田中座長：ありがとうございます。田中委員、よろしいですか。

○田中（昌）委員：はい。

○田中座長：大沼委員。

○大沼委員：先ほどの法教育の問題とも似た発言なのですが、事後評価を素直に読んだ表面的な印象としては、その範囲が極めて広範でして、ハンセン病に関するシンポジウムなどの例外もありますけれども、一般的な施策にとどまって、やや総花的でマンネリ化しているのではないかとというような懸念もあるように感じました。

もう少し各年度ごとの重点施策を設けて、あるいはそれを一定期間継続して、時代や社会情勢の動きを敏感に反映した施策を行うべきではないか。また、それについて何らかの指標を、参考指標でも直接の指標でもいいのですけれども、参考指標か直接の指標を挙げて、その達成度をはかるというのが、より具体的な政策評価につながるのではないかと感じました。

107ページに「次期目標等への反映の方向性」という項目がありまして、この中で、いじめとか、インターネットの悪用による人権侵害とか、ヘイトスピーチを挙げておられまして、そのほかにもオレオレ詐欺などの特殊詐欺なども考慮の余地があるかと思うのですが、次回はこれらを重点的施策とし、人権啓発における主要なテーマの1つとし、それについて一定の成果を上げるということも、検討する余地があるのではないかと思います。

○田中座長：今の点はいかがでしょう。

○永井課付：事務局でございます。御指摘ありがとうございます。今の点に関しまして人権擁護局からお願いいたします。

○人権擁護局：人権擁護局でございます。

人権擁護行政を行うに当たりましては、時代や社会情勢の変化、こういうものを即座に敏

感に感じ取って、これらに即応して施策を行っていくということは、委員の正に御指摘のとおり、大変重要なことだというように認識しております。

この政策評価の報告の関係でございますけれども、参考指標に掲げた施策の具体的内容については、例えば106ページの「施策の分析」という項目の中にもございますけれども、最近関心を集めております特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動と言われるヘイトスピーチなど、時々の情勢に応じて記載したのも若干はございますけれども、その表現などにつきましては、委員の御指摘も踏まえて、今後の施策についてより一層工夫してまいりたいと思っております。

また、今後実際に行う施策としても、御指摘いただいたとおり、時代、情勢の動きをできる限り反映するものとしまして、それらについて一定の成果を上げたかどうか、これが分かりやすいような表現、構成などについても、今後一層工夫してまいりたいと考えております。

○田中座長：ありがとうございます。大沼委員、いかがですか。よろしいですか。

他に御質問ございますでしょうか。伊藤富士江委員。

○伊藤（富）委員：伊藤です。よろしく申し上げます。

「人権の擁護」というところの、今話題に出ていましたけれども、105ページです。実績値というのが載っていますけれども、本文のほうに出ているのかもしれないのですけれども、これは相談に乗った件数であって、このうち、これが解決されたのか、救済という言葉も使われていますけれども、そこまで調べていらっしゃるのでしょうか。このうちのどれくらいが、相談した方が解決したと感じているとか、ある程度満足したと思ったかとか、これはただの件数、相談件数だけと理解すればよろしいですか。お願いいたします。

○永井課付：事務局でございます。人権擁護局から申し上げます。

○人権擁護局：今お尋ねのありました人権相談の件数でございますけれども、この件数自体は、相談を受け付けた件数そのものとしてカウントしております。

人権相談を受けた場合のその後の解決、出口といたしますか、それについては様々なものがございますけれども、例えば相談者から様々なお話を伺って、お気持ち落ち着いて、それで御納得して帰られるという場合もあれば、その内容によっては人権侵害の疑いがあるということで、その人権相談から今度は人権侵犯事件の調査へと移行して、場合によっては、その調査の結果によって各種の救済手続に移行するということになるものもございます。そういった様々な相談のものを全て含んだ数字として、ここでは人権相談の件数として書かせていただいていると、こういう次第でございます。

○伊藤（富）委員：ありがとうございました。

相談件数だけではなく、できればその辺の解決、救済まで至った累計でどうなったか、大まかな数でもいいですので、その辺まで把握できると、またこういった相談口の受付対応の意味も出てくるのかなと思うのですが。

○人権擁護局：その相談の中身といたしますか、内訳についても、御指摘を踏まえまして、今後、工夫といたしますか、考えてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○田中座長：これは、相談票の中に、相談者が説明して納得したとか、それからどこかの弁護士会や救済場所を紹介したとか、継続相談であるという項目について、相談員は報告するようになっていたのではないかというような気がしているのですが、これは電話相談でも面談

相談でもです。それを細かく引っ張り出すことは余り意味がないのですかね。いかがでしょうか。

○人権擁護局：御指摘いただきましたとおり、相談を受け付けて、その相談をした時点では、その相談内容のほかに、具体的にそれに対してどのようなアドバイスや解決策というのが導けたかというのを書くような項目もあったように記憶しております。

ただ、それを一つ一つどこに分類するかというところを、25万件ございまして、その辺をどのように分類して統計的にできるのかというところについては、少し検討の余地はあるというふうには感じているところではございます。

○田中座長：ありがとうございます。

伊藤正志委員、よろしくお願いします。

○伊藤（正）委員：今のものに関連して質問なのですが、特にこの人権相談のところで、今見ていて気になった、児童や生徒からの「子どもの人権SOSミニレター」というものがあるのですが、これは子供からレターが送られてきた場合、例えば子供に回答して終わりて済む場合もあれば、例えば親であるとか学校であるとかに知らせて、何らかの解決を図ったほうが良い場合があると思うのですが、これは部内でマニュアル的に、こういうケースについてはどう対処するというのがあって対応しているのですか。今、様々ないじめの自殺の問題などが最近出てきたりして、少し気になったので、その辺りを教えていただければと思います。

○田中座長：はい、お願いします。

○人権擁護局：今御指摘いただきました「子どもの人権SOSミニレター」といいますのは、平成18年度から全国の小中学校の児童・生徒に配布をしております、その趣旨といたしますが、教師や保護者にもなかなか相談できないような悩み事を的確に拾い上げて把握して、その内容によっては関係機関と連携しながら解決を図るというものでございます。

そういった趣旨から、結局その手紙の内容によってくるのですが、御相談をいただいて返信を書くということで済むものもあれば、内容的には、例えば虐待を含んだりとか人権侵害が深刻なものもございまして、そういったものについては、相談というだけでなく、その手紙の内容を踏まえて例えば児童相談所、あるいは学校と連携して、その解決に当たっていくというケースも少なからずございます。

○田中座長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他に御質問ございますか。あるいは御意見でも。

それでは、次の論点に移ってよろしいでしょうか。

続きまして、基本政策V「出入国の公正な管理」、基本政策VI「法務行政における国際化対応・国際協力」に関する政策について、事務局から評価の概要の説明をお願いいたします。

○永井課付：事務局でございます。

それでは、基本政策V及びVIの事後評価の概略について、御説明いたします。

まず131ページを御覧ください。「出入国の公正な管理」について、御説明いたします。

この施策は、我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進するというものであります。

測定指標としましては、定量的な指標を3つ設定しております。1つ目は、自動化ゲートの利用者登録数を対前年比で増加させるというもの、2つ目は、自動化ゲートの利用率を向上させるというもの、3つ目は、在留資格の取消件数を対前年比で増加させるというものでございます。

測定指標の実績値等を踏まえた目標の達成状況や本施策の事後評価につきましては、設定した3つの測定指標のいずれも目標を「達成」しております。施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

続きまして、137ページを御覧ください。「法務行政における国際協力の推進」について御説明いたします。

この施策は、国際連合と協力して行う研修や、法整備支援等を通じて、法務省が有する知見等を他国に提供することなどの国際協力を推進することを目的としております。

測定指標としましては、定性的な指標を2つ設定しております。1つ目は、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、人材育成等に貢献するというもの、2つ目は、法制度整備支援に関する研修や専門家派遣等を通じて、支援対象国における立法技術の向上や法曹人材の育成強化を図ることを掲げております。

測定指標の実績値等を踏まえた目標の達成状況や本施策の事後評価につきましては、設定した2つの測定指標について、いずれも目標を「達成」しております。施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

基本政策V及びVIに関する説明は、以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

今の御説明に関して御意見、御質問があれば、お願いいたします。

何かございませんでしょうか。

では、私から1点よろしいでしょうか。

自動化ゲートの関係なのですが、オリンピックというのがそろそろ目の前になってきているのですけれども、これに向けて、どのぐらいの方が登録すれば混雑なく入国・出国ができるようになるのか、その辺のところの見通しというものは何かあるのでしょうか。

○永井課付：事務局でございます。御質問ありがとうございます。この点につきまして入国管理局からお願いいたします。

○入国管理局：入国管理局企画室長の根岸でございます。

今、正にオリンピックに絡めての御質問をいただきましたけれども、近年、外国人の入国者数というのは大幅に増えておまして、政府として訪日外国人旅行者2,000万人という目標がございまして、これをオリンピックイヤーである2020年というのが目標だったのですけれども、大幅に予想を上回るペースで増えておまして、この勢いだと、近年中に目標を前倒しで多分達成するのではないかとと言われております。

そんな中で、これは観光立国という観点では非常に喜ばしいことですし、我々そこに関わっている入管としてもよいことなのですけれども、我々のほうで、いかにたくさん来ていただいた方々を迅速に審査をするか、一方で、たくさん来るということは、やはり問題のある外国人も中に入っているということがございますので、その厳格さというセキュリティーの面を下げるわけにもいかないという中でやっていくということで、そうしますと、やはり

一番気を付けなければいけないところというのが、外国人の入国者の審査というところが我々の使命としては一番重要なところでございます。

この自動化ゲートの対象になっているというのが、日本人と、在留されている、もう既に日本にいらっしゃる外国人の方が、今対象になっておりますので、セキュリティの面で言うと比較的安心な方々が本当に安全な人だということを確認だけすればいいわけですので、その方々に多く使っていただくというのは非常によいことだと思っております。

ここで出ておりますとおり、こうやって目標を達成してきて、自動化ゲートの利用が増えていったとしても、およそ今のようなペースでいったということでは、オリンピックへの対応という意味では、それは寄与しますが、これが増えたから何とかなるというようなものではないと思っています。

そこで、まだ確定的に申し上げられないことですが、一方で、今の指紋認証方式の自動化ゲートというのは、極力利用を進める努力は引き続きしつつも、1つ検討しておりますのは顔認証というものでございます。顔認証というのは、今、日本のパスポートはIC旅券になっておりまして、その中に顔画像が、写真が券面上見えますけれども、これと同じ画像が電子的にICの中に入っております。これを電子的に読み取って、その出てきた顔画像のデータと、自動化ゲートの目の前にいらっしゃる方の画像を電子的に照合するというような技術でございます。

これについて、実は3年ほど前に、一旦導入を検討しようということで、実証実験を行いました。本人拒否率といたしまして、本人を他人と認識してしまうという割合がかなり高く、10数パーセントに達したということで、引き続き検討ということとされていたのですが、昨年度改めて実験がなされました。この分野というのは、指紋ほどの技術の蓄積はないのですが、近年、目覚ましい技術の発展がございますので、改めて実証実験をしてみましたところ、これはかなり使えそうだということになっています。有識者の方にもその結果を検証していただきまして、少なくとも技術的には実現可能性があるということをおっしゃっています。

あとは、本当の審査の現場において、そういう環境の中で本当に使い物になるのかどうか、それからまた、予算措置も要るものですから、今の段階でいつから導入しますということは明言はできないのですが、そういうことができますと、前回、確か中村委員と、もっと意欲的な目標はできないのかという話となったときに、登録の手間暇が掛かるので、ヘビーユーザーの方というのは今もかなり使っているのですが、たまに外国に行きますという人が、わざわざ登録の手間までして使っていないという問題がございます。

だから、今の方式でやっている限りでは、この上昇というのがずっとは続かないということも申し上げたいと思いますが、その辺が、言わばパスポートに入っているものをすぐ使えるということになると、何年に一度の海外旅行の人でも、ちょっと混んでいるから、あつちには空いているから自分でやってみようというような形で使ってもらえるようになることは期待できますので、日本人の全部ということではできないでしょうけれども、多くの部分をそちらのほうに流すことができれば、その余力を外国人のほうに充てることで、これだけ増えている外国人入国者に対応する人員を、全て増員というわけに

はなかなか現実的に難しいと思いますので、そういったことを真剣に、まだ今明言できないのですけれども、導入に向けた検討をしていきたいと思っています。そうすると、日本人の多くの部分というのがそちらのほうでということができるとはならないかというふうに考えております。

○田中座長：ありがとうございました。

委員の先生方、特にございませんでしょうか。

それでは、本日の審議事項については以上ということになります。

他に御発言がないようでしたら、少し時間がございますので、この機会に、法務省が現在取り組んでおります政策について、事務局から紹介していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○永井課付：事務局でございます。御時間を頂きましてありがとうございます。

現在法務省で取り組んでいる政策、これをトピックとして4つ、御紹介、御説明させていただければと考えております。

まず1つが再犯防止の取組、2つ目が裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、いわゆる裁判員法の改正、3つ目が訟務局の設置と今後の取組、4つ目が出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法の改正、この4つでございまして。これらについて紹介させていただきます。

それでは、再犯防止施策については秘書課、裁判員法の改正については刑事局、訟務局の設置と今後の取組については訟務局、入管法の改正については入国管理局からそれぞれ説明させていただきます。

今回の議題に関する資料とは別に、お手元に「説明資料」というタイトルの資料を御用意いたしました。こちらを御覧ください。

それでは、秘書課からお願いいたします。

○福原官房付：秘書課政策評価企画室長兼官房付をしております福原と申します。

私からは、説明資料1「再犯防止に向けた取組みについて」と題する表裏の1枚のポンチ絵があると思います。これに即した形で御説明をさせていただこうと思います。

前回の懇談会におきまして、昨年、平成26年12月16日、犯罪対策閣僚会議で、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」を決定したということをお紹介させていただきました。ここでは、仕事と居場所の確保について数値目標を設定しているということ、これについても前回具体的に御説明させていただいたとおりです。

若干この点の補足をおきますと、まず仕事につきましては、刑務所出所者等の事情を理解した上で雇用に協力する事業主を協力雇用主と呼んでおりますが、そのうち、実際に刑務所出所者等を雇用している事業主の数を2020年までに3倍にしようという目標です。具体的には、現在、平成26年4月1日現在の数字ですが、その企業数が472社にとどまっていたのを、新たに1,000社増やすことで、実際には平均1社3人ぐらい雇用していただいておりますので、結果として新たに3,000人に立ち直りの機会を与えていこうということです。

それから、もう1つの数値目標は、2020年までに、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させようという目標です。具体的には、平成25年度に帰るべき場所がないまま刑務所等から出所した人数、これは6,368名おりましたけれども、これを4,450人に減らそうという数値目標を掲げております。

この「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」に関連した施策をその後進めておりますので、御説明したいと思います。

ポンチ絵の表面の中段に書いておりますとおり、再犯防止というのは国が積極的に取り組むということ、これは当然ですけれども、国民の皆さんの理解と協力を得て初めて実現が可能になります。そして、その再犯防止に向けた取組を地域社会にいかに根付かせていくことができるかということが鍵になってまいります。

まず、“社会を明るくする運動”，いわゆる社明運動の中央推進委員会会議を、例年法務省のこの会議室で行っていたわけですけれども、今年の2月10日、これを官邸で行いまして、こういった再犯防止の運動に大々的に取り組んでいこうということを宣言させていただいております。

この写真に写っておりますのは、左から上川法務大臣、安倍内閣総理大臣、榊原日本経済団体連合会会長、奥田日本更生保護協会理事長、それから“社会を明るくする運動”フラッグアーティストの谷村新司さんです。この皆さんにお越しいただきまして、こういった形で「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」についての打ち出しを行っております。

それから、具体的には「再犯防止キャラバン」というものを企画・立案して実行に移しております。これは、ポンチ絵の表面の下段に書かれているとおり、法務大臣、それから法務副大臣、法務大臣政務官、いわゆる政務三役を隊長とする「再犯防止キャラバン」というものを編成し、各地で再犯防止に取り組む保護司や協力雇用主の生の声を聞きながら、各地方公共団体のトップ等に対するトップセールスを展開して、強力で推進していこうというものでございます。

裏面を御覧ください。その第1回目につきまして、これは本年の3月、葉梨法務副大臣を団長として福岡県を訪問させていただきました。そこで、写真が2枚写っておりますけれども、左側が福岡県副知事との会談の様子であります。それから、右側の写真は北九州市長との会談の様子でありまして、特に右側の写真を見ていただきますと、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」を、法務副大臣から、具体的にプレートを使って御説明いただいてその協力を依頼するとともに、地方公共団体における取組についてもお願いしてまいりました。

その後、「再犯防止キャラバン」第2回目を何度か企画をしていたところですが、今、国会が開会しており、それから皆さん御承知のとおり大幅延長ということで、なかなか政務三役の日程を確保できておりませんが、「再犯防止キャラバン」を実際に強力で推進していきたいと考えております。

「再犯防止キャラバンが目指すもの」の部分に、短期の目標と中期の目標で書かせていただきました。まず短期的には、やはり犯罪や非行をした者が円滑に社会復帰するというために、地方公共団体によるサポート体制が構築されるということ、それから、実際に犯罪や非行をした者の立ち直りを支えている方、保護司あるいは協力雇用主でありますけれども、こういった方々が活動しやすい環境整備を整えていきたいと考えております。

それから、中期的には、地域活性化という地方公共団体自体が持つ課題に対して、再犯防止に向けた取組が貢献できないかということを考えております。

秘書課からは以上です。

○田中座長：ありがとうございました。

○永井課付：事務局でございます。続きまして、裁判員法の改正について刑事局から説明させていただきます。

○刑事局：刑事局の土倉と申します。

私から、裁判員法の改正につきまして、お手元にお配りしております両面の「改正された裁判員法の概要」、説明資料2となっているものに即して御説明いたします。

裁判員法は、平成21年5月に施行されております。裁判員制度は、職業裁判官3人と国民から選ばれた裁判員6人が一つの裁判体を形成いたしまして、被告人が有罪か無罪か、また有罪である場合にはどのような刑を科するのが相当であるかについて判断するという新しい制度となります。

この新しい制度の導入に当たりまして、資料の表面一番下、参考にご覧いただけますとおり、裁判員法の附則第9条におきまして、裁判員法の施行後3年を経過した場合には、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討結果に基づき、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする、とされました。

法務省といたしましては、この規定を受けまして、平成21年9月から平成25年6月までの間、刑事法の研究者、法曹三者、被害者支援団体研究者等の有識者から成る裁判員制度に関する検討会において、裁判員法の施行状況について検討してまいりました。

その結果、概要でございますけれども、裁判員法は、国民の皆様の協力を得まして、おおむねうまくいっているとされ、制度の骨格部分について変更を加える必要はないけれども、なお法制上の措置を必要とする点が何点かあるというものでございました。

その結果を踏まえまして、法制審議会に諮問を行い、法制審議会からの答申を得まして、裏面にご覧いただけます4点につきまして改正を行ったということでございます。

裏面の新設された規定の概要につきまして順次御説明いたします。

1から4まで順番がございますが、1つ目は、審判期間が著しく長期又は公判期日が著しく多数で、裁判員の選任等が困難な事案は、裁判官のみで審判を行うことを可能とする規定の新設でございます。

裁判員制度の対象事件は、法定刑の重い重大事件とされておりますが、裁判員制度の対象事件であっても、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたる事件や、公判期日の回数が著しく多数にわたる事件につきましては、例外的に裁判員の参加する合議体で取り扱う事件から除外し、裁判官のみの合議体で審判を行うことができることとするものです。この規定は、国民に過重な負担を負わせないということなどが、その趣旨でございます。

2つ目は、災害時における辞退事由の追加、3つ目は非常災害時における呼出しをしない措置の追加でございます。これらの規定の新設は、東日本大震災等の経験を踏まえて、改正の必要があるという判断がなされたものでございます。

4点目は、裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護です。被害者特定事項秘匿決定があった事件の裁判員等選任手続においては、裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく被害者特定事項を明らかにしてはならないこととするとともに、裁判員候補者又は裁判員候補者であった者は、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならないということを規定するものでございます。

性犯罪の事件等につきまして、法廷で氏名及び住所等の被害者を特定させることとなる事項を明らかにしないという制度、これを被害者特定事項秘匿制度と呼んでおり、こういった制度が存在するのですが、この制度は、裁判が始まった後に法廷で被害者の氏名や住所などを保護するというものでございまして、国民から裁判員を選ぶという裁判員等選任手続が保護の対象範囲とされておりませんでした。そこで、被害者の権利利益の保護に万全を期すという観点から、今回この規定を追加したものでございます。

裁判員法の改正法は、平成27年6月12日に公布されてございまして、本年12月12日から施行されることとなっております。

説明は以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

○永井課付：事務局でございます。続きまして、訟務局の新設に関しまして、訟務局から説明させていただきます。

○訟務局：訟務局訟務広報官の黒川と申します。

説明資料3、表裏1枚の資料の表面の「訟務局の新設」という資料を御覧ください。

本年4月10日、訟務局が新設されました。訟務局の新設は、国の利害に関係のある訴訟への適切な対応という観点から、1つには、政府として統一的・一元的な対応を行うための訟務に関する指揮権限、2つ目には、将来の法的紛争を回避するための予防司法機能を強化するために組織を整備するものであります。

訟務局の新設により、訴訟の一層の迅速化が促されたり、法的紛争への発展が未然に防止されるなど、国民の権利・利益の保護に寄与することができるものと考えております。

御参考までに、訟務組織の主な変遷を記載いたしました。昭和27年に訟務局が設置され、昭和43年に廃止されましたが、昭和51年に復活し、平成13年に再び廃止されましたが、このたび再度復活いたしました。

訟務局の所掌事務は、従来業務に加えまして、いわゆる予防司法の充実などがあり、新しい業務は、訟務企画課、そしてこのたび新設された訟務支援管理官、資料の一番下の体制のところでお示ししております、訟務支援管理官において担当することとされております。

この予防司法の充実の一環といたしまして、本年5月27日に関係府省庁連絡会議が開催されました。資料の裏面の「関係府省庁連絡会議」という資料を御覧いただければと思います。

訟務局の今後の取組について更に申し上げますと、近年、国の利害に重大な影響を及ぼす争訟の質的・量的増大に伴い、政府全体として行政のコンプライアンス機能をより高め、将来の法的紛争を未然に防止する予防司法機能を強化する必要性が高まっているところ、今般、当省に訟務局が設置され、その機能を担うこととなりました。

この資料の上の1というところになりますが、関係府省庁連絡会議は、このような政府全体として行政のコンプライアンス機能の強化、訟務機能の強化に向けた方策を協議する場として、古谷内閣官房副長官補を議長、各府省庁の官房長クラスを構成員として内閣官房に設置されたものであり、5月27日にその第1回会議が開催されました。

この連絡会議におきましては、2のとおり、冒頭、杉田内閣官房副長官より御挨拶がございました。杉田内閣官房副長官からは、今日、行政を遂行していくに当たっては、裁判、訴訟リスクを意識しなければならず、裁判に十分耐えられる施策ないし処分であるのかを確認

する必要があるということや、国際社会に対して我が国が法治国家であることを示すことの重要性といったことを背景として、訟務局が設置された経緯を踏まえ、訟務局が立ち上げた新たな法的支援制度の積極的活用やこの連絡会議の重要性について、局部課に周知徹底してほしいことなどが述べられるとともに、訟務局長よりこの会議の趣旨等について補足する説明がなされました。

引き続きまして、3のところになりますが、各府省庁の官房の課長クラスを構成員とする幹事会が行われ、訟務局の体制など、より詳細な説明が下の二つの図などを示して行われました。会議の配布資料等につきましては、内閣官房のホームページで公開されております。

今後は、この関係府省庁連絡会議の結果も踏まえ、いわゆる予防司法の充実などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。続いて。

○永井課付：事務局でございます。

それでは、入管法の改正に関しまして、入国管理局から説明させていただきます。

○入国管理局：入国管理局でございます。

資料の一番最後に、1枚もので、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の概要」という横紙が付いていると思います。

今回の入管法の改正案ですけれども、大きく2つの柱になっております。左側に青系統で書いております「介護に従事する外国人の受入れ」、それから右側のほうに緑系統で書いております「偽装滞在対策の強化」と、この2つの大きな目的でございます。

まず左側の介護のほうでございますけれども、介護の外国人労働者の受入れといいますと、かなり以前から様々な議論がございまして、どちらかというところと少子高齢化や人口減少という文脈の中で、労働力不足の対策の1つとして、それが顕著な分野として介護に外国人を入れたらどうか、やはり問題ではないかと、議論がございましたけれども、今回はその議論の決着をつけたということではなく、従来からの我が国の外国人の受入れ政策である専門的・技術的分野の外国人は積極的に入れようということです。この文脈の中で、介護はその中でも介護福祉士、介護分野での唯一の国家資格であります。この介護福祉士の資格を取得した外国人の方が、介護あるいは介護の指導に従事する場合については、一般のそのような資格を持っていない方がやる介護と一見同じことをやるように見えても、やはり質的に違うのであろうと評価をいたしまして、新たに在留資格を設けることにしたものでございます。

今、入管法の別表で27ほど在留資格が規定されています。我が国で入国・在留できる活動というのが、言わばポジティブリストの形でリスト化されているのが入管法の別表であります。そこに、このような人は受け入れることが可能ですという形で加えることにしたものであります。

この対象になりますのは、我が国の介護福祉士の養成施設、これは省令で規定する予定ですけれども、介護福祉士の資格を取るには大きく3つルートがございまして、養成施設、専門学校とか福祉系の大学などが指定されておりますが、この養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取るケース、あるいは、ヘルパーなどの形で介護の実務経験を3年以上積まれた方が、介護福祉士の試験を受けて介護福祉士になるケース、あと数は少ないですけれども、福

祉系高校を出て試験を受けるというコースもございます。

このうち、今回対象にしようとしているのは、養成施設、専門学校や大学を出て介護福祉士の資格を取られる方というのをまず対象とし、在留資格を運用しようと考えているものがございます。

それから、右側の偽装滞在者対策でございます。

「偽装」滞在という言葉は、先ほどの評価の中でも出てきておりましたけれども、いわゆる不法滞在というのとは、少し言葉は似ておりますけれども、「不法」というのは割と分かりやすく、その典型例が不法残留、オーバーステイとよく言われるもので、在留期間、認められた期間を超えて日本に居残っている人であり、「不法」入国というのは、不法に入国しているわけです。偽造パスポートで入って来るとか、密航船で入って来るとか、そのようなものです。そのようなものは、比較的、見つけさえすれば違反者であるということが分かりやすいのですけれども、近年問題になっておりますのは、「偽装」滞在といひまして、言わば日本でやる活動だったり、様々なものを偽装しまして、言わば入管を騙して、正規の在留資格の許可を受けて入ってきてしまうというものです。

したがって、一見すると正規滞在者でありますので、これを見つけないというのは困難であるということです。一見正規滞在者であるがゆえに、様々なことを国内でやりやすい、生活しやすいということで、不法滞在の対策が強化されたことの効果でもあるのですけれども、偽装というような問題が、今は顕著になってきているということでございます。

その対策として、今までやや抜けていたもの、あるいは近年の傾向を見て強化していくべきようなものについての対策を強化するということです。1つが、右側の中段ぐらいから、改正案の概要と書いておりますけれども、そのうちの1というところの「罰則の整備」です。偽りその他不正の手段によって、上陸許可や在留資格の変更許可などの入管の許可を受けた者について、今までは、それが後から分かりますと在留資格の取消しの手続といったものしかなかったことで、罰則の対象になっていなかったのですけれども、今回、これを罰則の対象にして、その実行を容易にした者についても対象にしたいということです。

それから、在留資格の取消しについては、偽りその他不正の手段で許可を受けたような者については、従来から取消しの対象になっておりました。しかし、入国したときから嘘とまでは言えない場合で、ただ本来の活動はやっていないことが明らかな場合について、例えば留学生として入国しましたが、学校に行っていないことは明らかであり、ただ他で働いているが、ずっと働いているというところまではつかめていないというようなものです。そういうものについては、3月以上、本来の活動を行っていない場合には、取消し手続の対象になるとなっているのが今の規定です。

その規定自体は基本は変えないのですけれども、中には、他の活動を行っていたりだとか、行おうとしていることが明らかなケースがあります。それについても、今の規定ですと、3月間ずっと待っていないと手を出すことができず、その間にやはりどこかへ行ってしまいうようなことが生じていますので、そのような場合については、3月経たずとも取消しの対象にできるとなっております。さらに、この場合で取り消したときには、出国猶予期間というものを付与する形になっております。退去強制という形で強制的に帰すのではなくて、30日以内の期間を指定しまして、この間に帰りなさいとなるのですが、結局またその間に逃げ

てしまうというケースがございますので、逃亡のおそれがあるようなときには、その出国猶予期間というのを与えないよう、直ちに退去強制できるようにしようというものでございます。

それから、入管職員には入国審査官と入国警備官がありますが、㊦で書いてあるのはその二者についてです。入国審査官というのは、空港での審査や、在留資格の取消し手続ですとか、在留の審査などを行う職員ですけれども、入国警備官は、違反者の摘発をすとか、収容施設での処遇をすとか、そのような職員です。今までこの在留資格の取消しの手続は意見聴取や聴聞のような機会も設けますので、そのような手続は入国審査官の仕事になっております。ですから、それに関する調査自身も入国審査官の権限だったのですけれども、先ほど申し上げたとおり、様々な良からぬ形で日本に入ろうという形態が複雑化しておりまして、それが不法滞在のケースもあれば、偽装滞在のケースもあるという形で、端緒は同じでも、調べていくと結局いきなり退去強制はできず、在留資格の取消しになるというケースが多々ございますので、取消しの方となった途端に、途中で入国審査官に事件を渡して、また調査を一から書類を読み込むということになると、なかなかうまく引継ぎがいかず、非効率であるというところで、そこに隙間がないように、調査が継続できるようにと、入国警備官も取消しに係る調査ができるようにすると規定されました。

ただし、意見聴取ですとか、そのような最終的な判断に関わるのところについては、従前どおり入国審査官がやるということで、権限を与えたいということでございます。

3のところにありますのは、偽りその他不正な手段での許可などについて、そこに関わる言わばブローカーのような者、そそのかすような者についても、それが外国人の場合には、退去強制の対象にするという規定を整備することで、偽装滞在者対策を強化したいということです。

以上の大きな2本の柱が、今回の改正案の概要ということで、前回御説明いたしました技能実習の改正と併せて、今、国会のほうで御審議をお願いしているところでございます。

入国管理局からは以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

○永井課付：事務局でございます。現在のトピックに関しましての説明は以上になります。ありがとうございました。

○田中座長：今の御紹介について何か御質問、御意見があればお願いします。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員：時間がないので短時間で結構なのですが、訟務局で所掌事務を新たに行う、訟務企画課、訟務支援管理官が行うというのが、説明資料の3のところに書いてございますけれども、これは非常に新しい業務だと思いますので、また政策評価とも絡んでくると思いますので、具体的にはどのような内容なのか、また、政策評価についてはどのような観点から行うつもりなのかについて、簡単に御説明をいただければと思います。

○田中座長：お願いします。

○永井課付：事務局でございます。訟務局からお願いいたします。

○訟務局：訟務局でございます。御質問いただきまして、どうもありがとうございます。

今御質問いただいた最初の点、訟務支援管理官の行う業務につきましては、資料の裏面の

ところがございます新たな「法的支援制度の活用例」といたしまして、ここのちょうど真ん中のところに赤字で書いておりますが、裁判になったらどうなるのかという観点から、各府省庁が行っている行政につきまして、各省庁からの照会を受けて、例えばですけれども、ここに挙げているような点から助言等を行うことを、新たな主な業務として、訟務支援管理官を中心として取り組んでおります。

そのすぐ上の体制のところにありますように、訟務支援管理官の下に担当局付が配置されておりまして、各局付が各府省庁をそれぞれ分担し、それぞれの省庁からの照会を受けるといような体制で取り組んでおります。

政策評価に関しましては、私の理解が間違っていたら申し訳ないのですが、平成26年度から29年度までモニタリングを行い、平成30年8月に評価を頂く予定になっているということでございますので、それに向けて必要な検討等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

○永井課付：事務局でございます。

今の点、少し補足させていただきますと、現状政策体系としましては、「国の利害に係のある争訟の統一かつ適正な処理」というところがございまして、ここに今の新しい訟務局の取組が入っていくのだろうと考えております。

以上でございます。

○伊藤（富）委員：伊藤です。短い質問ですけれども、在留資格の中に介護が加わったということで御説明を聞きました。これは私の専門とも関連しますので、確認なのですが、日本の養成施設を出て介護福祉士の資格を持った人が対象となっているということによろしいですか。

○入国管理局：はい、御理解のとおりです。

○伊藤（富）委員：としますと、例えば日本の大学で社会福祉を学んだけれども、例えば社会福祉士の資格を持っている、介護福祉士の資格は持っていないけれども、高齢者の福祉施設で働きたいという場合は、該当しないということでしょうか。

○入国管理局：今回の在留資格のできる活動というのは、先ほどの資料の左側の一番下に入管法の別表の規定を書いているのですが、**「介護福祉士の資格を有する者が」**と規定しておりますので、介護福祉士の資格ということになります。

ただ、今御指摘があった社会福祉士については、資格を持っているからという意味ではないのですが、社会福祉士が通常しているような活動、そういう業務の場合には、一般的に言いますと、元々ある技術・人文知識・国際業務という在留資格がありまして、それに該当する活動のケースが多く、今までも外国人の方で認められている例というのはございます。

むしろ介護福祉士の資格を取られた方というのは、どちらかという、ケアワークのほうに入ってしまうので、そちらは従来の在留資格の中ですと、当てはまるものがなかったということで、介護福祉士でなられる方というのはごく一部ですけれども、本当にすごく大きな施設で、相談業務だけに特化するような方がいらっしゃるのか、あるいはその施設が海外進出を考えているのでそのような業務に従事するとか、少しレアなケースの場合だけにつ

いて卒業後の就労が認められていたのですけれども、実際に介護そのものに従事する方も、今回は在留の許可ができるようになるというためのものとして、社会福祉士の方が通常しているような仕事ですと、今までの在留資格の中で許可が可能になっている御理解でよろしいかと思えます。

○伊藤（富）委員：はい、分かりました。ありがとうございました。

○田中座長：他に何か御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、もう御質問がないようですし、時間も予定の時間に近くなっておりますので、本日の審議事項については終了したいと思います。

特に御発言がないようですので、最後に今後の予定について事務局から御説明をお願いいたします。

○永井課付：事務局でございます。本日は、委員の皆様方から様々な貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日の御意見、御指摘を踏まえまして、改めて評価書の内容について検討いたしまして、早期に取りまとめまして、法務省のホームページで公表したいと考えております。

また、本日の議事内容につきましては、議事録を作成の上で、やはりホームページで公表することとしております。

次回の懇談会につきまして申し上げます。「平成28年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」について御審議いただくという予定としております。

日程につきましては、来年2月下旬から3月上旬の開催を予定しておりまして、追って委員の皆様方の日程調整をさせていただいた上で、事務局から御案内を申し上げたいと考えております。

本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。

○田中座長：それでは時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

—了—